

(参考様式2)

## 農山漁村活性化対策整備事前点検シート

計画主体名	沼津市・静岡県		
計画期間	H24～H26	総事業費（交付金）	126,500千円（63,250千円）
実施期間	H24～H26		

### 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	計画目標は交流人口の増加に資する内容で、目標及び事業活性化計画目標が、農山漁村の活性化のために定住及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	第4次沼津市総合計画との整合性を図っている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	内浦漁業協同組合の理事会にて報告をし合意形成を図っている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	活性化計画の策定にあたっては、内浦漁業協同組合の婦人部が参加している。
事業の推進体制は確立されているか	○	事業主体である内浦漁業協同組合において、推進体制が確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	地域連携販売力強化施設及び地域資源活用起業支援施設が一体となって地域間交流を促進する内容であり整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間は交付要綱の範囲内である3年である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×国費率）の範囲内か	○	要望額は交付限度額と同額である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新規事業のため他の補助事業からの切り替えではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（以下「交付要綱」という。）別紙35に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	地域連携販売力強化施設：鉄骨造、耐用年数は31年 地域資源活用起業支援施設：鉄筋コンクリート造、耐用年数は39年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領により適切に実施している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	地域連携販売力強化施設：費用効果分析1.23 地域資源活用起業支援施設：農林水産省が定めている費用対効果算定要領により1.0とみなされている。
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	○	事業主体は漁業協同組合である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	漁業協同組合が主体となって、地域産業である漁業と、地域資源である海を活用した観光業を組合せることにより、地域間交流の促進を図るものであり、個人に対するものではない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	市の統計調査及び漁協に聞き取り調査を実施し交流人口を設置している。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	近隣市町村の利用状況を参考とし、運営計画を立てている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	利用対象者は当地区を訪れる観光客を中心に考えて

			おり、利用時期は温暖な気候であることから年間を通じての利用を予定している。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	近隣の観光施設と連携し集客に勤め、当事業を有効的なものとする。
	施設の利用や運営等にあたって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	内浦漁協協同組合婦人部が参画する予定である。
	事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか	○	事業費については適切な積算により算定している。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○	地域資源活用起業支援施設については必要最低限（シャワー室、更衣室等）となっている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	－	該当なし。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	－	該当なし。
	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	整備予定場所は県道沿いにあり、観光地として認知されている地区でもあるので、集客力に優れた場所である。
	施設用地が確保されている又は確保される見通しがいつているか	○	確保されている。
	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、交付要綱別紙35に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	－	該当なし。
	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
	処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	－	該当なし。
	地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	○	地域連携販売力強化施設：25.7万円/㎡、270㎡と範囲内である。 地域資源活用起業支援施設：28.5万円/㎡、200㎡と範囲内である。
	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものと		

なっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか		活性化計画区域内において生産される地域産物を当施設にて、加工・販売を実施することで、地域間相互の連携を図る予定である。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○	当地区の地域産物の生産の現場(特に水産物)から加工・販売までを、魅せて・食させ・購入してもらうことにより、地域産物をブランド化していくために必要な施設である
1年を通して運営される施設であるか		1年を通して運営する施設である。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか		水産物の生産・加工・販売を一体的にPRしていく施設であり、6次産業化の促進を図る施設である。また、加工・販売においては漁協婦人部との連携を図ることにより女性の参画を促進するものである。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	県、市からも補助金をだす予定であり、内浦漁協の負担が軽減されており、漁協の資金計画で検討されている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	事業主体が漁業協同組合であり、漁業協同組合の総会で承認を得る手続きを行い、随意契約とする。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	管理・管理に必要な資金は、売上げ金の一部を充当する計画である。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	収支計画、経営診断は本年度中に策定、受ける予定である。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし。
他の事業への重複申請(予定も含む。)はないか(ある場合には、事業名を記載すること。)	—	該当なし。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。